

住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務民間競争入札実施
要項（案）に関する意見募集の結果について

防衛省において、平成25年10月18日（金）から同年10月31日（木）までの間、住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務民間競争入札実施要項（案）について、広く国民の皆様からの御意見を募集しましたところ、33件の御意見を頂きました。頂いた御意見とそれに対する防衛省の考え方を別紙のとおり報告いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも防衛省に御協力していただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

連絡先：防衛省

地方協力局防音対策課

電 話：03-3268-3111（内線：36337）

住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務民間競争入札実施要項（案）に関する意見募集の結果について

番号	項目	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項（案）の修正
1	全般	平成26年度用の実施要項（案）に対するパブリックコメントは、平成25年度の業務委託状況や予算の執行状況を見てコメントするものと考えます。 しかしながら、パブリックコメントの時期が10月中旬～10月末の期間である為、業務委託があまり進捗していなかったり、予算の執行も殆ど進捗していない状況であります。 従いまして、住宅防音事業に関して、この時期にパブリックコメントを実施することは、単なるセレモニーであって、真のパブリックコメントとは言えないのではないのでしょうか。 パブリックコメントを行なう時期は、住宅防音工事に関する業務が全て終わった時期に行うべきと考えますが如何お考えでしょうか。	本業務は、公共サービス改革基本方針（平成25年6月14日閣議決定）に基づき、民間事業者及び国民の意見を広く反映するため、意見の公募を行い、官民競争入札等監理委員会における審議を経て実施要項を制定することとしています。 来年度の本業務については、本年度と同様、住宅防音事業の早期実施の観点から、（来年度の本業務については平成26年）1月から入札公告をする必要があること等を踏まえ、平成25年10月18日から同月31日までの意見公募期間となっていることを御理解ください。	無し
2	全般	今回のパブリックコメントは昨年からの継続であり、まず前年度の検証から始めるべきと考えます。 H24年度の国民からのパブリックコメントに対する監理委員会への感想は以下の通りであります。 ① パブリックコメントでも訴えていた個人情報の保護や個人情報の漏洩についての対策が全くなされなかったこと。 ② 中立公平性に関する要件で、要件に反する受託者に対し、契約の解除をせず認め業務を行なわせたにも拘わらず、国は認めた理由についての説明責任を果たしていないこと。（H25年度の実施要項では、H24年度の中立公平性に関するその要件を修正し、暗にその誤りを認めているにも拘わらずである。） ③ 業務委託の制度は、現実には受託者のみならず国自らも行っています。 現入札制度では、予算消化が困難となる為、いたしかたなく国が行なうケースであります。しかしながら、その業務実体は本来業務との重複や、時間外勤務・休日出勤等の障害のため、住宅防音工事の着手の遅れや支払いの遅れを招き、補助事業者や関係業者への負担となっています。 そのことへの監理委員会への報告・説明がないこと。 ④ 公共サービス改革の基本方針は、「国民の立場に立って、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指す」とあります。 実施要項では「確保されるべき業務の質」は委託者（国）が、受託者の履行状況を調査し、調査事項のうち、「はい」の回答が全体の80%以上とする事で把握することになっていますが、同じ公共サービス改革の対象案件の「登記簿の公開に関する業務」では、受託者ではなく利用者の満足度をアンケート調査で行い、満足度において85%以上の利用者から「満足」「ほぼ満足」又は「普通」の評価を必要としております。 このように「確保されるべき業務の質」は受託者ではなく、補助事業者及び関係業者の満足度を基準とするのが当然であり、ここでも自己申告制でよとしているのは納得がいきません。 「登記簿の公開に関する業務」と同様にすべきと考えますが、如何お考えでしょうか。	本業務は、公共サービス改革基本方針（平成25年6月14日閣議決定）に基づき、民間事業者及び国民の意見を広く反映するため、意見の公募を行い、官民競争入札等監理委員会における審議を経て実施要項を制定することとしています。 先般、業務委託において、受託者から個人情報が流出する事案が発生したことは誠に遺憾です。法令遵守は受託者として当然のことであり、個人情報等の管理については、実施要項及び仕様書のほか関係法令に基づき、引き続き適正に行うよう、委託者は、個人情報を流出した受託者に対して、注意措置を行いました。また、地方協力局防音対策課長は、地方防衛局企画部長及び東海防衛支局次長に対し、個人情報の厳正な管理について徹底するよう指導しました。 これを受け、委託者は、個人情報の保全状況について、仕様書に基づき監査しており、今後も個人情報流出の再発防止に努めてまいります。 平成23年度当初のプライバシーマークの取得等を義務付ける入札参加条件による入札は、入札参加者が少なく競争性が必ずしも十分に確保出来ない状況であったため変更したものであり、これに戻すことは困難ですが、頂戴した御意見を踏まえ、業務を請け負っている者が、本実施要項制定日以降、個人情報の流出等が発生させ、その後、本業務の入札に参加する場合は、プライバシーマークの取得を義務付けたいと考えています。 入札参加者は、平成23年度から委託者に対し資本又は人事面において関連する者には同事業に係る設計業務又は工事の請負を行わせない旨等を記載した、中立性等証明書を提出しており、これにより資本面及び人事面において関連がないことを確認しています。 実態は工事請負業者の役員であるのに事実を偽って本業務を受託したことが確認された場合には、厳正に対応してまいりたいと考えています。 入札により、落札者が決定せず、委託業務を実施する時間が十分に確保できない場合には、委託者の判断により、実施要項によらないことができます。この場合においては、委託者はその理由を公表するとともに官民競争入札等監理委員会に報告するものとしています。 本業務は、国が行うべき業務を委託しているものであり、受託者が業務を適正に履行しているか、委託者が判断するため、委託者自らがアンケートを行っています。 事業の履行状況は、委託者が、4／四半期ごとに業務の履行状況に関する報告書により確認を行っており、現時点で全ての委託者の調査事項の全てが達成水準を満たしています。 また、委託者は、委託業務の内容ごとに書面で業務の指示を行い、受託者は、履行期限までに業務が完了するよう、業務の履行に着手し、業務を終えた際には、委託者に業務完了報告書を提出することとしており、委託業務の履行状況の適切な把握に引き続き努めてまいりたいと考えています。	有り

番号	項目	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項 (案)の修正
3	全般	内閣府は、「現制度は内閣監理委員会の監理下にあって、監視するものであるが、現制度の元々の所管は防衛省であり、防衛省が現制度では個人情報の漏洩を防止することができないとか、予算の執行に障害があるのであれば、防衛省の方から修正案を提示すればよい。」と言っています。 現制度が自己申告制の制度であり、個人情報の漏洩を防止できないと認めるのであれば、制度を改めるべきと考えますが、如何お考えでしょうか。 もし、現制度で個人情報の漏洩を防止できると言われるのなら、その根拠を示されたい。	本業務は、公共サービス改革基本方針（平成25年6月14日閣議決定）に基づき、民間事業者及び国民の意見を広く反映するため、意見の公募を行い、官民競争入札等監理委員会における審議を経て実施要項を制定することとしています。 先般、業務委託において、受託者から個人情報の流出する事案が発生したことは誠に遺憾です。法令遵守は受託者として当然のことであり、個人情報等の管理については、実施要項及び仕様書のほか関係法令に基づき、引き続き適正に行うよう、委託者は、個人情報を流出した受託者に対して、注意措置を行いました。また、地方協力局防音対策課長は、地方防衛局企画部長及び東海防衛支局次長に対し、個人情報の厳正な管理について徹底するよう指導しました。 これを受け、委託者は、個人情報の保全状況について、仕様書に基づき監査しており、今後も個人情報流出の再発防止に努めてまいります。 平成23年度当初のプライバシーマークの取得等を義務付ける入札参加条件による入札は、入札参加者が少なく競争性が必ずしも十分に確保出来ない状況であったため変更したものであり、これに戻すことは困難ですが、頂戴した御意見を踏まえ、業務を請け負っている者が、本実施要項制定日以降、個人情報の流出等が発生させ、その後、本業務の入札に参加する場合は、プライバシーマークの取得を義務付けたいと考えています。	有り
4	全般	住宅防音事業と、同事業に係る事務手続補助等業務の相関については、23年度～25年度までは、原則として住宅防音事業と同事業に係る事務手続等補助等業務（委託事務）は、同一年度予算として連携しているものとして考えられ、住宅防音事業の年間スケジュールに附合するように委託事務の年間スケジュールも設定されており、住宅防音事業の進捗遅れが委託事務の進捗遅れに影響しても受託者は受忍すべきとの認識が広がっていた。 しかし、25年度委託事務においては、一部の防衛局で翌年度実施の住宅防音工事予定の交付申請書の配布・回収を前年度実施の委託事務に併合して入札する、あるいは配布・回収と現地調査のみを単独で入札するような事例が起きている。これらは、各項目の入札対象件数は、具体化した補助事業計画に裏付けされたものではなく国の裁量でなされており、その意味において件数の増減が国と受託者以外の原因で発生しない。 同様複数年度の入札においても次年度等の処理予定件数は、住宅防音工事が単年度の予算計上だとすると、その予定数量の裏付けが無い。委託契約が総価契約だと規定すると、件数の減による委託料の減額処理が単価契約の如くなされるのは理解できない。	本業務の処理予定数量は、処理予定数量表のとおりとし、年間予定スケジュールのとおり予定し計画しているが、諸事情により、これらは変動する場合があります。業務発注時点においては、複数年度契約の2年目以降の業務量を予測することが困難です。 このため、平成26年度は、処理予定数量及び年間予定スケジュールの変動に対応できる程度の世帯数について複数年度契約を行う考えです。 契約額の支払いについては、契約された処理予定数量表の世帯数の履行状況に応じ、適切に精算するべきと考えています。	無し
5	2 (1)	委託業務は、交付申込書の配布・回収、現地調査、交付決定通知書送付業務等の防衛局が行う業務と交付申請書の作成、着手報告書の作成、実績報告書の作成業務等の補助事業者が行う業務を国の委託事務として、外部委託しているが、本来、この業務は、国の業務と補助事業者が行う業務に区別されるべきものである。	平成22年5月の事業仕分けにおいて、地方事務費の制度は、廃止との評価結果を受けました。このため、補助事業に不慣れな補助事業者の方でも円滑に事務手続が進められるよう、国の立場で事務手続をサポートするものが現在の住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務です。	無し
6	2 (4)	委託業務は、住宅防音事業関連法規及び契約の知識、土地、建物等登記関係の知識、相続関係の知識等を必要とする等、本件業務の経験を要する業務であることから、入札方式においては、総合評価落札方式の採用を検討すべき。	総合評価落札方式を採用した場合、本業務は、23年8月の民主党行政刷新PTでの指摘等を踏まえ、一年間を対象とする一業務委託契約当たりの交付決定処理予定数量は、自治会や集落等の地域の実情等を考慮しつつ、100世帯程度を基本として決定しており、同じ地域であっても異なる者が業務を行うことが想定されます。 その場合、各者の提案内容等により、住民に対するサービスの内容が異なる可能性があります。 また、同一体系である膨大な手続を物理的に実施するものであり、技術力や新たな提案等を求めるものではないことから、本業務については、総合評価方式での入札にはそぐわないと考えています。	無し
7	2 (4) エ	本要領においては「・・・質を確保することを前提として創意工夫を行い、本業務のさらなる効率化及び経費の削減に努めなければならない。」と定められているが、具体的改善サイクル行程が定められていない。公共サービスの質の向上に寄与した受託者に対する具体的なインセンティブとなる措置をとられたい。	委託者は、受託者が実施した委託業務の内容について、その評価が的確に実施されるよう、実施状況の調査を行うこととしており、当該実施状況の評価を行い、適切に業務を実施してまいりたいと考えています。	無し

番号	項目	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項 (案)の修正
8	2 (4) カ	現制度における事業の進捗度は「業務の履行状況に関する報告書」でチェックしていることになっているが、実体は受託者側の自己申告であり、補助事業者側の真の声ではない。 このことは、現制度のすべてが、受託者側の自己申告で成り立っているにも拘わらず、国はそれを鵜呑みにしており、補助事業者側の声が反映されず、客観性を欠く制度であることを物語っている。 補助事業者の声を反映させなければ、又、客観性を持たせなければ国民の立場に立った、より良質な公共サービスを実現するものとは言えないのではないか。 従って現制度を大幅に改正することを求めるものである。 現実には、現場調査が遅れることで、以後の事業の進捗に又実績報告書の徴収が遅れることで、関係した設計・工事業者の支払いに多大なる負担を負わせている。 住宅防音事業が設計・施工業者の全額立替工事であること又設計・施工業者の殆どすべてが中小零細企業であることを考えれば、極めて重要なことと受け止めて頂かなければいけない。	本業務は、国が行うべき業務を委託しているものであり、受託者が業務を適正に履行しているか、委託者が判断するため、委託者自らがアンケートを行っています。 事業の履行状況は、委託者が、4ノ四半期ごとに業務の履行状況に関する報告書により確認を行っており、現時点で全ての委託者の調査事項の全てが達成水準を満たしております。 また、委託者は、委託業務の内容ごとに書面で業務の指示を行い、受託者は、履行期限までに業務が完了するよう、業務の履行に着手し、業務を終えた際には、委託者に業務完了報告書を提出することとしており、委託業務の履行状況の適切な把握に引き続き努めてまいりたいと考えています。 なお、補助金の支払いは「補助金等に係る予算の執行に関する法律」等を踏まえて手続を行っているところであり、今後とも事務手続が円滑に進むよう努めてまいりたいと考えています。	無し
9	2 (5) イ (4)	総価契約でありながら委託者の都合で減額するのは契約上問題あり、更に、各防衛局の契約対象補助事業数の減等による「履行した数量に応じて決定する。」との規定の適用に誤りがある。 大半の局においては、落札金額で契約締結した額を14項目毎の金額に分解し、当該項目の処理予定件数で割って、項目単位を算定し、業務完了後履行済件数を確認のうえ、項目単価×履行済件数＝支払可能金額としている。 しかし、当該算出式は適用の誤りがあり、項目費毎に人件費の70%を諸経費としているが、この経費をそのまま処理予定数量に配分したうえで、履行済数量に係る経費分しか支払に対象にしないということは、当該実施要領の誤適用で、諸経費の内容には履行数が減少しても当然に減額できない部分が残る。(例：投下資本、建物賃賃料、レンタル機器の基本料等)逆に契約数量が減少すれば諸経費率が高くなるのが必然)	平成23年度において、業務経験のある者からアンケート及びヒアリングにより調査を行い得られた結果に基づき、平成24年度の入札を行っており、その入札結果における落札率は昨年度より改善されており、再調査については、平成25年度の実施状況を踏まえ、検討してまいりたいと考えています。 契約額の支払いにあたっては、契約書中、処理予定数量表に記載されている世帯数の履行状況に応じ、適切に精算するべきと考えています。 本業務の処理予定数量は、処理予定数量表のとおりとし、年間予定スケジュールのとおり予定し計画しているが、諸事情により、これらは変動する場合があります等について、予め記載しており、御指摘にはあたらないと考えていますが、できる限り計画の変更が生じないように努めてまいりたいと考えています。	無し
10	3	複数年度契約については、国庫債務負担行為による契約を指すものと考えられるが、住宅防音工事そのものは単年度予算であるのに対し、住宅防音工事の付帯事務である委託業務のみを複数年度契約とすることは契約制度上疑問がある。	本業務の処理予定数量は、処理予定数量表のとおりとし、年間予定スケジュールのとおり予定し計画しているが、諸事情により、これらは変動する場合があります、業務発注時点においては、複数年度契約の2年目以降の業務量を予測することが困難です。 このため、平成26年度は、処理予定数量及び年間予定スケジュールの変動に対応できる程度の世帯数について複数年度契約を行う考えです。	無し
11	3	単年度契約については、年度内に委託契約が完了することを前提とし、翌年度への履行期間の延長は予定していない。然るに、24年度事業の北・南関東防衛局の一部契約においては、繰越して執行している例もあり、25年度においても住宅防音事業の執行遅延より、繰越執行となると予測される契約がある。 本民間競争入札実施要領の3は、単年度委託契約とされており、委託契約の年度を超えた履行は予定していないと考えられる。年度を超えて履行期間に対応するため、協議の上改定契約を結び、それに伴う翌年度の受託料の増を改めて精算するものとするなどと、改定すべき。	委託業務の実施期間は、単年度契約については、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで、複数年度契約については、平成26年4月1日から平成29年3月31日までとしており、この実施期間を超過することは現時点では考えておりませんが、仮に実施期間を超過する様な契約が生じることが予見された場合には、委託者と受託者が協議の上、対応を決定すべきであると考えています。	無し
12	4	そもそも国の補助金等業務は、国自らが実施すべき業務でありながら民間委託業務になじむのか甚だ疑問。仮に、民間委託業務にするならば、少なくとも国と同等の知識が必要で、住民へのサービスが大前提であるべき。	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）等に基づき、引き続き公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指してまいりたいと考えています。 なお、適切に業務が行われるよう受託者の指導に努めることとしています。	無し

番号	項目	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項 (案)の修正
13	4 (4) 及び 5 (3)	H 2 4 年度に引続き個人情報が漏洩 H 2 4 年度は、沖縄において行政書士が個人情報を漏洩させ、沖縄タイムス・琉球新報等で掲載された。 H 2 5 年度は、厚木飛行場周辺において、受託者が個人情報を漏洩させ、南関東防衛局のホームページに「厳重注意」で掲載された。現制度を続行させるのであれば、このような事態は防止できないと断言する。 H 2 4 年度のパブリックコメントでも申請したように「一般競争参加資格確認申請書」の「中立性等証明書」・「個人情報管理に係る体制証明書」・「個人情報保護に関する管理者等が確認できる資料」・「教育・研修実施記録が確認できる資料」等がすべて自己申告制であり、客観性がないため、本来なら不適格者であっても入札に参加できるため、ダンピングすれば受託者になれる制度である。 また、担当防衛局も自己申告の書類チェックのみで、応札者の事務所確認（立入）及びその実態調査もしていないので、防止できるわけがない。 これに対し、プライバシーマーク等の資格は、第三者機関による厳しい教育・研修等を経て取得し、又定期的に更新審査を受ける為、一応の「安心」がある。 現制度を継続することは、国が国民の個人情報の漏洩を見て見ぬふりをしていると言っても過言でないと信ずる。	先般、業務委託において、受託者から個人情報が流出する事案が発生したことは誠に遺憾です。法令遵守は受託者として当然のことであり、個人情報等の管理については、実施要項及び仕様書のほか関係法令に基づき、引き続き適正に行うよう、委託者は、個人情報を流出した受託者に対して、注意措置を行いました。また、地方協力局防音対策課長は、地方防衛局企画部長及び東海防衛支局次長に対し、個人情報の厳正な管理について徹底するよう指導しました。 これを受け、委託者は、個人情報の保全状況について、仕様書に基づき監査しており、今後も個人情報流出の再発防止に努めてまいります。 平成 2 3 年度当初のプライバシーマークの取得等を義務付ける入札参加条件による入札は、入札参加者が少なく競争性が必ずしも十分に確保出来ない状況であったため変更したものであり、これに戻すことは困難ですが、頂戴した御意見を踏まえ、業務を請け負っている者が、本実施要項制定日以降、個人情報の流出等が発生させ、その後、本業務の入札に参加する場合は、プライバシーマークの取得を義務付けたいと考えています。	有り
14	4 (4) ア 及び イ	H 2 5 年度個人情報を漏洩した受託者は、以下の経歴を持つ者である。 受託者は、H 2 0 年 1 2 月会社を設立。 取締役は住宅防音工事の大手工事業者の取締役を兼務しており、H 2 2 年 4 月移転するまでは、取締役の自宅を事務所として登記していた。 受託者は、H 2 4 年度の業務委託の入札に参加し、2, 0 0 0 世帯余を受注したが、入札参加条件「住宅防音事業に係る工事の請負者でないこと及び人事面において関連がある者でないこと。」に抵触していたにもかかわらず、国は排除せず認めてしまったのである。 この条項は、H 2 3 年度から継続されている条項であり、H 2 4 年度のみ国がミスをしたというものではない。 このことを当方が国に指摘した直後、受託者は役員である取締役を辞任させている。 又、防衛省は、H 2 4 年度の入札に正当性を持たせるべく、上記入札条項を年度途中で訂正している。 この一連の国及び受託者の行為は、国民を欺く行為と言わざるを得ない。 H 2 5 年度を向かえるに当たり受託者は、代表取締役が辞任し、事務所も移転したが、移転事務所に辞任した代表取締役が入入りし、事務所の奥で電話をしている光景が目撃されている。 又、代表取締役は住宅防音工事の大手工事業者にも出入りしているとの噂もあるようである。 登記上は、入札条項に反しない形であっても実質的には違反していると言わざるを得ない。このような状態の受託者は、H 2 5 年度 4, 0 0 0 世帯余を受注し、現在進行形の中、個人情報を漏洩したのである。なるべくしてなったとしかいいようがない。 国の責任は大であり、現制度を維持継続するとすれば、責任を放棄したと言わざるを得ない。	入札参加者は、平成 2 3 年度から委託者に対し資本又は人事面において関連する者には同事業に係る設計業務又は工事の請負を行わせない旨等を記載した、中立性等証明書を提出しており、これにより資本面及び人事面において関連がないことを確認しています。 実態は工事請負業者の役員であるのに事実を偽って本業務を受託したことが確認された場合には、厳正に対応してまいりたいと考えています。 先般、業務委託において、受託者から個人情報が流出する事案が発生したことは誠に遺憾です。法令遵守は受託者として当然のことであり、個人情報等の管理については、実施要項及び仕様書のほか関係法令に基づき、引き続き適正に行うよう、委託者は、個人情報を流出した受託者に対して、注意措置を行いました。また、地方協力局防音対策課長は、地方防衛局企画部長及び東海防衛支局次長に対し、個人情報の厳正な管理について徹底するよう指導しました。 これを受け、委託者は、個人情報の保全状況について、仕様書に基づき監査しており、今後も個人情報流出の再発防止に努めてまいります。 平成 2 3 年度当初のプライバシーマークの取得等を義務付ける入札参加条件による入札は、入札参加者が少なく競争性が必ずしも十分に確保出来ない状況であったため変更したものであり、これに戻すことは困難ですが、頂戴した御意見を踏まえ、業務を請け負っている者が、本実施要項制定日以降、個人情報の流出等が発生させ、その後、本業務の入札に参加する場合は、プライバシーマークの取得を義務付けたいと考えています。	有り

番号	項目	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項 (案)の修正
15	4 (4) ア (7)	国（防衛省）は、当該委託事業に係る個人情報については厳格に保護する責務、受託者に保護させる責務があると思慮、そのような中で個人情報に係る事故が発生している。その原因は、委託業務を請負った事業者の個人情報を保護する社内体制に問題があると思われる。入札参加資格にPマーク使用認定を受けた者等とするといった条件を付すべきではないか。 個人情報の保護には何が大切かと言えば大きなポイントは、社員教育であり、社員が国から提供を受けた個人名簿等が重要な個人情報であり取扱に注意が必要と認識することが必要且つ事件・事故と言ったリスク分析・認識を備えていなければならない。少なくとも入札に参加する業者には個人情報保護に関する社内規定があり、社員教育を実施している実績程度は備わっていることを資格要件とすべきではないか。更に、先般報道にあるような事件が発生した、このことは何を意味するかと言えば、住宅防音工事を実施しようとする者（補助事業者）の個人情報は、工事業者にとっては大変欲しい情報であり、不正が起きる根源でもある。従って当該委託事業受託者には厳正なコンプライアンスが求められる。	番号3と同じ。	有り
16	4 (4) イ (イ)、 4 (4) 及び 5 (3)	「競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件」の「個人情報の保護に関する要件」に「過去に地方防衛局が発注する本業務において、個人情報の漏洩、流出、紛失等が認められた日から1年を経過しない者でないこと。」とある。 厚木飛行場周辺のある受託業者はこれに該当し、H26年度の入札には参加できないと思われるが、意図的に解散し、代表者を変えて新会社を設立した場合、（スタッフはほぼ同じ）実質的にはこれまで同様入札に参加できる仕組みである。このようなことが許されてよいのか。しかしながら現制度では、このようなことが可能である。 一方、官民競争入札等監理委員会所管で公共サービス改革法の対象案件である「登記簿の公開に関する事務」のH24年4月3日会議の実施要項（案）では、委託業務を実施する者を決定する為の評価の基準（必須項目審査）を以下のように定めている。 ① 直近3ケ年の委託事業を適正に実施したこと。 ＜審査の観点＞ 直近3ケ年において、契約金額が1千万円以上の継続的（6ヶ月以上）な役務の提供をする委託事業を適正に実施したか。 ② 個人情報の取扱いを適正に実施すること ＜審査の観点＞ プライバシーマーク若しくは、ISO27001又はこれと同等の資格を入札書提出期限までに取得することができるのか。 又、委託業務に係る知識及び能力についても以下のように定めている。 法第33条の2条2項第1号により、その人的構成に照らして委託業務を適正、確実に実施する知識及び能力を有していることとされている。 そこで、①以下の業務又は事務について通算して1年以上の実務経験を有する者又は、②これと同等の知識及び能力を有すると認められる者。 同じ個人情報を扱う事務委託で、このような差違をつけてよいものであろうか。 良いのであれば納得のいく説明をすべきと考えるが如何。	本業務は、過去に地方防衛局が発注する本業務において、個人情報の漏洩、流出、紛失等（以下「漏洩等」という）が認められた日から1年を経過しない者でないこととしております。 しかしながら、御指摘のあった、個人情報の漏洩等が認められた日から1年を経過しない者の役員が、新たな会社を設立し、実質的にこれまでどおり入札に参加する可能性を否定できないことから、個人情報の漏洩等々が認められた日から1年を経過するまでの間、個人情報の漏洩等が発生させた会社の役員が所属する、他の会社についても本業務の入札に参加できないこととして考えています。 御指摘の評価の基準は、登記簿の公開に関する事務を実施する者の決定を総合評価方式により行う際の評価の基準です。 平成23年度当初のプライバシーマークの取得等を義務付ける入札参加条件による入札は、入札参加者が少なく競争性が必ずしも十分に確保出来ない状況であったため変更したものであり、これに戻すことは困難ですが、頂戴した御意見を踏まえ、業務を請け負っている者が、本実施要項制定日以降、個人情報の流出等が発生させ、その後、本業務の入札に参加する場合は、プライバシーマークの取得を義務付けたいと考えています。	有り

番号	項目	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項 (案)の修正
17	5 (1)	実施要項(案)では、業務を行うのは受託者のみとし、国がその監理監督をするものとしているが、業務委託は受託者のみならず、国自らも行っていることを忘れてはいけない。 予算執行を円滑に行う為、H24年度においては相当の部分を、H25年度においても前段の部分においてはそれなりに、国自らが行なっている。 このことは、現制度が歪な形で運営されていることを示すものである。 国自らが行なう業務において、補助事業者への対応で国の職員の勤務時間帯の問題であるとか休日出勤を必要とする問題から、現場調査や実績報告の徴収が大幅に遅れ、その為着手の遅れや支払いの遅れが発生し、補助事業者や関係業者に多大なる迷惑をかけている。 住宅防音工事は、全額設計・施工業者の立替え工事であり、又その殆どの業者が中小零細企業であることを考えれば、大変な問題と受け止めるべきである。 H25年度は最大で、50%までを1ロット500世帯の入札で、残りを1ロット100世帯の入札で実施したが、H24年度同様、入札終了までの期間が長引き、前述したような結果となっている。 そこでH26年度は以下のように改めることで、入札の迅速化と能力に応じた入札を行わなければこの問題は解消できない。 誰でも入札に参加でき競争させることが真の公共サービスの実現につながるものではない。 H25年度 50%1入札のロット100戸 → 20%1入札のロット100戸 50%1入札のロット500戸 → 30%1入札のロット500戸 50%1入札のロット1000戸	平成25年度における入札状況及び頂戴した御意見等を踏まえ、一入札当たりの世帯数について今後検討し、事業の早期執行に努めてまいりたいと考えています。 なお、十分に競争性を確保することも必要であるため、平成26年度以降においても入札状況等を踏まえ、引き続き今後の対応について検討してまいりたいと考えています。	無し
18	5 (1) ア	同じ厚木飛行場における措置であるので、北関東防衛局管轄の厚木飛行場における入札規模の決定にも適用されたい。 《算式》 対象 2000世帯 ÷ (100世帯 + 500世帯) = 3.3件 100世帯 × 3件 = 300世帯 500世帯 × 3件 = 1500世帯・・・となる 入札単位が100世帯が基本であるが、500世帯1単位とする場合対象区域を効率よく対処できる地域区分を限定して、入札単位を決定されたい。 南関東防衛局管轄の厚木飛行場であれば、相模原市は相模原市の行政区で仕切られ、それ以外の市は、少なくとも市域で区分する。望ましいのは市の出張所の区分による分割区割りをお願いしたい。	番号17と同じ。	無し
19	5 (2)	25年度の「民間競争入札実施要領」には、5(2)の入札スケジュールがア入札公告(平成25年1月下旬)から、ケ契約締結(平成25年4月上旬)までとなっていたが、入札手続きで契約日が最速だったのは、沖縄防衛局の4月26日、30日、5月1日及び5月2日の23件で、計画より40数日遅れている。 また、南関東防衛局の事例においては、4月3日～5日の入札契約が5月29日、6月6日で、スケジュールに対し50数日の遅れが生じている。このような委託契約履行期間に影響を及ぼす遅滞は、原因を明確にし防止して貰いたい。	頂戴した御意見等を踏まえ、事業の早期執行に努めてまいりたいと考えています。 なお、本業務は事業量の関係等から、年数回に分けて入札を行っていることを御理解ください。	無し
20	6 (1) エ	入札執行日から契約締結まで当協会が経験したところでは40数日～50数日を要している。住宅防音事業に係る事務手続補助当委託業務民間競争入札は、25年度(9月時点)では、235件の入札が執行されており、当協会は約120件を落札し契約締結をさせて頂いている。国は、当協会に対する暴力団排除条項該当性の有無の照会を毎回120数回実施しているが、その目的からして過剰な事務手続ではないか。年度当初に落札者として意見聴取等を実施し、暴力団排除条項をクリアした場合2度目からはその調査を省略し速やかに落札判定をして戴きたい。	暴力団排除条項該当制については、適正競争の導入による公共サービス改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)第15条において準用する法10条第4号及び第6号から第9号までの暴力団排除に関する規定について定められた、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について(平成18年12月13日。内閣府民間競争入札等監理委員会)に基づき適切に対応してまいりたいと考えています。	無し

番号	項目	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項 (案)の修正
21	6 (5)	再委託の取扱いは以下の通りである。 ア 受託者は、委託業務の実施に当り、その全部を一括して再委託（第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）してはならない。 イ 受託者は、委託業務の一部（軽微な業務を含む。）を再委託しようとする場合には、原則として、契約の締結前に再委託先の名称及び所在地、再委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性並びに再委託する者の履行能力、報告の徴収の方法、個人情報の管理及び運営管理の方法並びに再委託額について記載した書面を委託者に提出し、承認を得なければならない。 ウ 受託者は、委託業務の契約後において、やむを得ない理由により委託業務の一部（軽微な業務を含む。）を再委託しようとする場合には、イの規定に準じて委託者の承認を得なければならない。 エ 受託者はイ又はウに規定する再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を求めるものとする。 オ (1) から (4) までの規定は、再委託先について準用する。 H 2 4 年度・H 2 5 年度 2 ケ年にわたって、厚木飛行場周辺において〇〇は、受託者となって業務を行なっている。 ところで、〇〇で請け負っている受託業務の相当部分を××がその業務を行なっている。 〇〇は××と雇用関係があると委託者である国に言っている。 それが事実であるなら、「住宅防音事業委託業務標準仕様書」の第 4 の 2 の (1) のエにあるように、補助事業者又は関係業者と面談する場合は、身分の明示できる顔写真入りの社員証等を着用することとあるが、××は着用していなかった。一方、××は、海老名に自前の行政書士事務所を構えており、実体は〇〇の下請け（再委託）であると想定される。 従って、真に〇〇の従業員であるのなら、簡単に作れる虚偽の社員証でなく、雇用保険証であるとか、保険証を提出させるべきである。疑わしい場合に限り、そのようにすべきである。 もし、××が〇〇の従業員でなかったら、〇〇と××の関係は、再委託の関係となり、委託者である国に対して必要書類を提出し、承認を得なければならないのであるが、現実にはそのようにしていないことになる。 いわゆる違反行為である。このように疑わしき場合は、前述した証明証の呈示はもちろん、立入調査を行うべきであるが如何お考えでしょうか。	受託者は、委託業務の一部を再委託しようとする場合には、委託者の承認が必要です。また、受託者は、業務の着手に先立って、主任者及び作業者の名簿を提出することとしており、事実を偽って業務を履行した場合には、厳正に対応してまいりたいと考えています。 なお、受託者は、補助事業者又は関係業者と面談する場合は、身分の明示できる顔写真入りの社員証等を着用することとしており、実施要項及び仕様書のほか関係法令に基づき、引き続き適正に業務を行うよう、委託者に対する指導を徹底してまいります。	無し
22	8 (6) ア	実施予定数量についても変更協議から除外せずに、著しい変動が見込まれる場合などには、事前協議の対象とする。	本件委託事業は、住宅防音事業の実施状況により、業務の実施予定世帯数の変更が大きく生じる可能性がある業務であることを御理解いただきたいと考えています。	無し
23	1 0	委託者が行う実施状況の調査がどのような方法で実施されるのか不明であるが、委託業務の評価は、委託者自からの評価だけでなく、支援を受ける補助事業者からの評価を反映できるような調査を実施すべき。	本業務は、国が行うべき業務を委託しているものであり、受託者が業務を適正に履行しているか、委託者が判断するため、委託者自らがアンケートを行っています。 事業の履行状況は、委託者が、4 / 四半期ごとに業務の履行状況に関する報告書により確認を行っており、現時点で全ての委託者の調査事項の全てが達成水準を満たしております。 また、委託者は、委託業務の内容ごとに書面で業務の指示を行い、受託者は、履行期限までに業務が完了するよう、業務の履行に着手し、業務を終えた際には、委託者に業務完了報告書を提出することとしており、委託業務の履行状況の適切な把握に引き続き努めてまいりたいと考えています。	無し
24	別紙第 1 第 4 の 1	仕様書によれば、業務内容は、(1) 交付申込書等の配布及び回収業務から (8) 補助金請求及び支払い関連補助業務の主要 8 業務であるが、今年度から導入された競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の影響から契約着手が大幅に遅れており、このことが工事期間に大きく影響しており、ある契約においては年度内完了が危ぶまれる状況である。 このため、(1) の「交付申込書の配布回収業務」を前年度に実施し、業務が年度内に円滑に実施されるよう計画されたい。	今後、国庫債務負担行為等の活用等を含め、検討してまいりたいと考えています。	無し

番号	項目	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項 (案)の修正
25	別紙第1第4の2(4)アd	これらの補助業務は、具体的に記述されなければ、補助事業者に対して、契約の相手方を予見させることとなる。 受託業者が工事施工業者・設計事務所の斡旋をするようなことがあってはならない。	受託者は、工事希望者、補助事業者又は関係者に対して、住宅防音工事、空気調和機器機能復旧工事又は防音建具機能復旧工事を行う工事業者又は設計事務所のおっせん、仲介、紹介又はこれに類する行為（工事希望者、補助事業者又は関係者から求められた場合を含む。）を行ってはならないこととしており、これを行ったと認められた者については、その日から1年以上を経過していることを入札参加条件としています。	無し
26	別紙第1第4の2(6)イa	当該契約の当事者になり得ない受託業者がどのように業者選定及び契約金額の決定等に関わるのか非常に難しい。 具体的な記述をするべき。	具体的には、別紙第1第4の2(6)(ウ)イの具体例aに記載されている住宅防音工事の事務手続について（パンフレット）に基づき、公正に工事請負業者等の選定及び契約金額の決定等を実施することを補助することとしています。	無し
27	別紙第1第4の2(7)エ及び(9)	補助金請求・支払業務における積算内訳は 人件費：補助金請求及び支払い業務は、仕様書第4の2(7)エの規定から開始され、この委任状の取り付け、同委任状に関連する補助事業者、工務店等関係者の連絡調整を図りながら、国に補助金を請求し、受領し、工務店等へ支払う業務をする。 委任状に関連する補助事業者、工務店等関係者の連絡調整を図りながら国への請求額の入力作業をする。 その他支払いに関する作業をする。 振込手数料：インターネットを使用する振込件数の金融機関支払い実費 基本手数料：月間利用料により積み上げをし、各入札案件毎にそれぞれ国と契約を締結している。 仕様書によれば、補助金の支払いに際し、複数の補助事業者が同一の工事請負業者又は設計事務所と契約を締結したことにより、支払先が重複した場合は、受託者は重複分をまとめて工事請負業者又は設計事務所に支払いを行うこととされている。 このことから、支払先が重複した場合は、まとめた振込件数で支払い実績額の精算となる。 したがって、人件費部分の精算は、交付決定した補助事業者数により、精算経費は総価により全額を支払う。 振込手数料及び基本手数料部分は、金融機関に支払った支払実績に対する支払とすべきと考える。 なお、実績に基づく精算は、原則契約ごとに行うべきである。 しかしながら、工事種別が異なる別々の契約（本体工事と建具復旧工事）の支払い時期が同時期のとき、或いは、同種工事で別々の契約（空調復旧工事と空調復旧工事）で支払い時期が同時期になったときでも、契約が異なる工務店及び設計事務所の重複分をまとめた件数で支払件数がカウントされている現状である。 別々の契約をまとめて実施し、同時期に支払うのは国の都合であり、委託契約の受託者としては、別々の契約をまとめて実施したとしても、あくまで各々の契約毎における工務店及び設計事務所の件数でカウントされるべきものとする。	平成23年度において、業務経験のある者からアンケート及びヒアリングにより調査を行い得られた結果である住宅防音事業業務委託積算指針により、平成24年度及び平成25年度の入札を行っており、その入札結果における落率率は平成23年度より改善されておりますが、再調査については、平成25年度の実施状況を踏まえ、検討してまいりたいと考えています。 契約額の支払いにあたっては、契約書中、処理予定数量表に記載されている世帯数の履行状況に応じ、適切に精算するべきと考えています。	無し
28	別紙第1第4の3	年間予定スケジュールにより、業務処理計画を計画し、業務処理を行うもので、委託側の一方的な変更で、受託側に対応させるとする意味合いの表現は、片務的である。	本業務の処理予定数量は、処理予定数量表のとおりとし、年間予定スケジュールのとおり予定し計画しているが、諸事情により、これらは変動する場合がある等について、予め記載しており、御指摘にはあたらないと考えていますが、できる限り計画の変更が生じないように努めてまいりたいと考えています。	無し
29	別紙第1第5	主任者は、「業務内容を十分理解し、住宅防音事業に係る関係法令等により補助事業者等が遵守しなければならない事項等についても存知しなければならない」。また、住宅防音事業に係る事務手続等委託業務民間競争施要領(案)によれば、「国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを入札実現する」ことが目的であると明記されている。 このことから、住宅防音事業に係る事務手続等委託業務民間競争入札実施要領(案)の4入札参加資格に関する事項に主任者の実務経験の条件の項目を追加すべきと考える。 【例】① 委託業務に従事した経験が1年以上ある者 ② 行政事務等の公務又は公共サービスに従事した経験が1年以上ある者	主任者等に実務経験を求めた入札参加条件による入札は、入札参加者が少なく競争性が必ずしも十分に確保出来ない状況であったため変更したものであり、これに戻すことは困難です。	無し

番号	項目	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項 (案)の修正
30	別紙第1第5、 別紙様式第3 添付書類3	相模原市内の○邸と×邸を、H25年7月26日、ある受託者が現場調査を行なった。○邸は問題がなかったため、局の内定が出、その後順調に進んでいるが、×邸は調査不足があつて、再調査となり、内定が遅れております。当該受託者に照会したところ「△という者が担当したが、9月で退社した。何か問題がありましたでしょうか。」と当方の方で局に確認したところ、局の担当者には「当該受託者から8月2日に提出されたが、未記入の部分があり、8月中旬に指示をした。」という。 当該受託者によると「自分の記憶では、10月中旬頃局に提出したと思う。」とのことであった。 又、別案件で当該受託者はアパートの所有者に連絡もせず、居住者のみへの連絡で現場調査をしており、その事を注意したら、その担当者はやめてしまったと言ひ訳をする始末であった。 このように、当該受託者は社員（アルバイト）教育も十分にせず、又短期間でやめてしまう社員（アルバイト）が多く、代表者がその者たちの業務状況も十分把握していないのが実態である。その結果補助事業者への負担と事業の進捗の遅れを招いている。すなわち当該受託者は受託した業務を遂行する能力がないと判断すべき。 現制度では、このような能力のない業者でも入札に参加できダンピングによって受託者になれるものである。その結果本事業の主役である補助事業者に迷惑をかけているのです。	本業務は、国が行うべき業務を委託しているものであり、受託者が業務を適正に履行しているか、委託者が判断するため、委託者自らがアンケートを行っております。 事業の履行状況は、委託者が、4ノ四半期ごとに業務の履行状況に関する報告書により確認を行っており、現時点で全ての委託者の調査事項の全てが達成水準を満たしております。 また、委託者は、委託業務の内容ごとに書面で業務の指示を行い、受託者は、履行期限までに業務が完了するよう、業務の履行に着手し、業務を終えた際には、委託者に業務完了報告書を提出することとしており、委託業務の履行状況の適切な把握に引き続き努めてまいりたいと考えています。 今後とも、個人情報の保護をしつつ、事業の円滑な執行及び住民の方々の事務手続の補助が適切かつ効率的に行われるよう努めてまいりたいと考えています。	無し
31	付紙第3	今年度意見公募された『民間競争入札実施要領（案）』の附紙第3の『住宅防音事業業務委託指針』と前年度の意見公募の際の附紙第10の〔同指針〕とを比較すると改善点は数カ所であり、前回の国側回答「意見公募の結果について」の別紙項目番号40において「・・・再調査については、平成25年度の実施状況を踏まえ、検討してまいりたいと考えています。」と記されておりました。 今年度『民間競争入札実施要領（案）』の附紙第3の積算指針は、再調査された結果により、数カ所の変更にとどまるのか、又は調査未了で最小限の改正をし、再調査を25年度終了後に実施するのか不明である。 受託業者としては公共サービスの質を一定水準に保つには、積算指針をより実態に適合するように改正するための調査を継続するよう要望する。 また、全国的な標準での積算指針とするならば、より各地域の防衛施設周辺騒音地域に所在する住宅なり関係住民等の事業環境の、諸条件に合致した合理的積算をするための適用補正基準を示されたい。	平成23年度において、業務経験のある者からアンケート及びヒアリングにより調査を行い得られた結果である住宅防音事業業務委託積算指針により、平成24年度及び平成25年度の入札を行っており、その入札結果における落札率は平成23年度より改善されておりますが、再調査については、平成25年度の実施状況を踏まえ、検討してまいりたいと考えています。	無し
32	付紙第3	現地調査、内定通知及び事務手続き説明、交付申請書作成、着手報告書作成、実績報告書作成等各補助業務の積算において、仕様書及び実態と掛け離れた積算指針となっている。 仕様書及び実態に即した積算指針に改められること。	番号31と同じ。	無し
33	付紙第3の2(14)	補助の請求・支払業務（100世帯）の欄に記された件数を、精算時の実績件数として認定する運用について、各担当防衛局はその適用を誤認してとえられるので、適用について指導をお願いしたい。 本件業務を受託した者は、補助事業者の補助金の国からの受領、及び補助事業者が契約した請負契約等契約2件の支払業務について支援をすると理解しており補助事業者を主体とする委任状（国からの補助金の受領と同補助金の工務店、設計管理者支払）の取付及び関係者間の連絡調整を行っている。 従って、補助金の請求（受領）・支払（振込）の実施件数は補助事業者数とするべきところ、大半の防衛局においては、工務店、設計監理業者への口座振替件数に本業務の単価を独断で算出し、実施項目受託料として算出し精算している。 少なくとも総価契約であることを認めるとともに、当該項目は支援実施実態に対応とする口座振込手数料等の実費精算の制度化を要望する。	番号27と同じ。	無し